

鹿沼市事後審査型条件付き一般競争入札共通事項

- 1 入札に参加できる者に必要な資格要件
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していないこと。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に基づく鹿沼市の入札参加制限を受けていないこと。
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、手続開始の決定後、鹿沼市長が別に定める入札参加資格の再認定を受けた者は除く。
 - (4) 鹿沼市建設工事請負業者等指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。
- 2 同日開札の分離（分割）発注に係る入札条件に関する事項
 - (1) 同日開札の分離（分割）発注に係る入札条件を適用した入札は、入札公告に示す入札順位に従って順次執行し落札候補者を決定する。この場合、先に行われた入札の落札候補者（特定建設工事共同企業体の構成員又は構成員の全部若しくは一部を同じくする特定建設工事共同企業体を含む。）は、後に行われる入札の落札候補者になれないものとする。
 - (2) 先に行われた入札において落札候補者の決定を保留してその後の入札を執行したときは、先に行われた入札の落札候補者が決定するまで、その後の入札の落札候補者の決定を保留することがある。
 - (3) 先に行われる入札が中止又は不調になるなどして落札候補者が決定しないときは、その後の入札を入札順位に従って順次執行し落札候補者を決定することがある。
- 3 競争入札参加手続
 - (1) 事後審査型条件付き一般競争入札に参加を希望する者は、あらかじめ次により参加を申請することとし、入札参加資格を確認するための書類は、落札者とするため確認の必要がある者から開札後に提出を求めるものとする。
 - ア 事後審査型条件付き一般競争入札参加申請書（以下「参加申請書」という。）に、必要事項を記入し作成すること。なお、参加申請書は原則としてホームページからダウンロードすることとし、契約検査課窓口での配布は行わない。
 - イ 参加申請書は電子入札システムにて提出すること。
 - (2) 参加申請書提出期限までに参加申請書を提出した者は、原則として当該競争入札に参加できるものとする。
- 4 設計図書（図面、仕様書及び金抜き設計書）は、ホームページからダウンロードすること（当該入札の公告日以降ダウンロード可能。）。
- 5 現場説明会は行わない。
- 6 入札方法
 - (1) 入札は電子入札によるものとする。
 - (2) 入札書は指定された提出期限日までに必着するよう提出すること。
 - (3) 入札に際しては、地方自治法（昭和22年政令第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、鹿沼市財務規則（昭和39年規則第7号）及び鹿沼市建設工事執行規則（昭和59年規則第10号）等を守ること。
 - (4) 入札に際しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為をしないこと。
 - (5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (6) 提出した入札の引換え、又は変更は認めない。
 - (7) 入札回数は1回とする。
- 7 落札者の決定方法

- (1) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とし、その者から徴した入札参加資格確認書類の審査の結果、入札参加資格要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。
 - (2) 落札候補者が入札参加資格要件を満たしていない場合には、次順位者から順次審査を行い適格者が確認できるまで行うものとする。
 - (3) 落札候補者となるべき者の入札価格が、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札候補者とするところがある。
- 8 同一日に開札する一般競争入札において、予定価格が130万円以上の同一工種の工事が複数あるときは、取り分け方式を適用し落札候補者を決定する。
- 9 工事費内訳書
- (1) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を提出すること。
 - (2) 工事費内訳書は、入札書を提出する際に添付すること。
 - (3) 工事費内訳書は、直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等を記載し、記載内容は数量や金額等を明らかにしたものであること。
 - (4) 工事費内訳書の添付のない入札は無効とする。
- 10 必要があると認められるときは、入札の延期及び中止又は入札の取消しをすることがある。
- 11 入札の無効
- (1) 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札者の入札を無効とする。
 - ア 工事費内訳書の提出が義務付けられている入札で、工事費内訳書が提出されていない入札。
 - イ 工事費内訳書に記載された案件名が不明瞭で判読できない入札。
 - ウ 入札書と工事費内訳書の案件名が異なる入札。
 - エ 工事費内訳書に代表者の記名がない入札。
 - オ 入札に際して虚偽又は不正の行為があったとき。
 - カ 取り分け方式において、取り分け対象となった入札。
 - キ 同日開札の分離（分割）発注の案件において、落札候補者となれない者が行った入札
 - ク その他、入札に関する条件に違反したとき。
 - (2) 前項のオに該当する場合には、当該工事に係る当該入札者のその後の入札を無効とすることがある。
 - (3) 参加申請書を提出した後に指名停止を受けて、入札時点において指名停止期間中である者など、入札時点において第1項及び様式第1-1号入札公告の第2項に掲げる入札参加資格のない者のした入札は無効とする。
- 12 同価入札
- (1) 最低価格者が2者以上になった場合には、電子くじにより入札参加資格要件審査の順位を決定する。
 - (2) 審査順位が第1位のものから入札参加資格要件審査を実施し、資格を満たしている場合は落札者に決定する。満たしていない場合は、第2位の者の入札参加資格要件審査を実施し、落札者が決定するまで繰返し行うものとする。
 - (3) くじ引きそのものを辞退し、他の同価入札者に落札候補者となる権利を譲る行為は認めないものとする。
- 13 入札執行者は行政経営部長とする。
- 14 入札参加資格要件審査手続
- (1) 開札後に落札者とするための入札参加資格要件審査を行うので、落札候補者は、次により入札参加資格要件審査を受けなければならない。
 - ア 次の審査申請書類を作成し、期日までに契約検査課へ提出すること。
 - (イ) 事後審査型条件付き一般競争入札参加資格要件審査申請書（様式第3号）
 - (ロ) 事後審査型条件付き一般競争入札参加資格要件審査書類
 - (ハ) 経営事項審査結果通知書の写し（最新のもの）
 - (ニ) その他の指定資料
 - イ 審査申請書類は原則としてホームページからダウンロードすることとし、契約検査課窓口で

の配布は行わない。

(2) 入札参加資格審査申請書類の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限は、提出を求められた日から2日以内（市の休日を除く。）とする。

イ 提出場所は、鹿沼市行政経営部契約検査課とする。

ウ 提出方法は、持参することとし、郵送又は電送によるものは受付しない。

(3) 入札参加資格審査に基づく落札の可否については、審査申請書類が提出された日から2日以内（市の休日を除く。）に通知する。

(4) 落札候補者は、入札参加資格を有すると認められなかった場合は、前項の通知を受けた日から2日以内（市の休日を除く。）に、その理由について書面で問い合わせることができる。

(5) 落札候補者が提出期限内に(1)に定める審査書類を提出しないときは、当該落札候補者のした入札は効力を失う。

1 5 落札者は請負契約書を作成しなければならない。ただし、添付書類は4によりダウンロードした金抜き設計書等のみとし、9により提出を受けた工事費内訳書等は添付しない。

1 6 工事請負契約書及び入札書（見積書）を定めている鹿沼市建設工事執行規則等は、鹿沼市ホームページに掲載されているので確認すること。

1 7 本工事に直接関連する他の工事請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定は無い。

1 8 契約保証金は、有価証券の提出又は金融機関若しくは前払保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

1 9 前金払いは、請負代金額が50万円以上の工事（継続費、繰越明許費又は債務負担行為に係る契約にあっては、当該支出すべき年度における額）に100分の40を乗じて得た額（10万円未満切捨て）とする。ただし、鹿沼市低入札価格取扱要綱第5条第2項に基づく調査の結果落札した契約にあっては、100分の20を乗じて得た額（10万円未満切捨て）とする。

2 0 中間前金払と部分払の選択

(1) 請負代金額が300万円以上の工事（債務負担行為又は継続費に係る契約にあっては、いずれかの会計年度の出来高予定金額が300万円以上の工事）については、中間前払金を請求できるので、この場合は、中間前金払と部分払のいずれかを選択するものとする。なお、中間前金払と部分払の選択については契約締結時に届け出るものとし、その後においては変更することができない。また、中間前金払と部分払のいずれかを請求する選択をしたとしても、それらの支払いの請求をしないことができる。

(2) 債務負担行為及び継続費に係る契約にあっては、いずれかの会計年度の出来高予定額が300万円を超えることにより、契約締結に当たり中間前金払を請求する旨の届出を行っている工事であっても、当該基準を満たさない会計年度については、中間前金払は行わないものとする。

2 1 中間前金払の請求

(1) 請負代金の100分の4以内（低入札価格調査を行った入札については100分の2以内）の前払金に加え、工事の中間段階にさらに請負代金の100分の2以内を前払金として支払う中間前金払に係る認定の請求は、当該契約に係る工期の2分の1（債務負担行為及び継続費に係る契約にあっては、当該会計年度の工事実施期間の2分の1）を経過し、かつ、工程表により工期の2分の1（債務負担行為及び継続費に係る契約にあっては、当該会計年度の工事実施期間の2分の1）を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われ、既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1（債務負担行為及び継続費に係る契約にあっては、当該会計年度の出来高予定額の2分の1）以上の額に相当するものである場合に行うものとする。

(2) 契約締結に当たり、部分払を選択した場合には、中間前金払を請求することはできない。

2 2 契約締結に当たり、中間前金払を選択した場合には、部分払（債務負担行為及び継続費に係る契約にあっては、原則として各会計年度末における部分払を除く。）を請求することはできない。

2 3 配置技術者（専任の場合）

(1) 監理技術者とは、建設業法第27条の18に規定する「監理技術者資格者証」の交付を受け、登録講習実施機関の発行した「監理技術者講習修了証」を所持している者とする。

(2) 本工事に配置できる監理技術者、主任技術者（以下「技術者」という。）は、請負者と「直接かつ恒常的な雇用関係」にある者でなければならない。したがって、他の会社からの在籍出向

者や派遣社員を技術者として現場に配置することは原則として認めない。なお、恒常的な雇用関係とは、参加申請書提出日現在で3か月以上雇用していることをいう。また、営業所における専任の技術者は、建設業の種類が異なっても現場に配置する技術者にはなれない。

2.4 配置技術者（専任を要しない場合）

(1) 1件の請負金額が4,000万円未満の工事（建築一式工事については8,000万円未満）では、技術者の専任配置は必要としないが、本工事に配置できる技術者は、他工事に専任となっていないこと。

(2) 配置する技術者は、請負業者と「直接的かつ恒常的な雇用関係」にあるものでなければならない。したがって、他の会社からの在籍出向者や派遣社員を技術者として現場に配置することは原則として認めない。

2.5 入札参加資格要件審査申請書等に記載した技術者は、病休、退職等の特別な理由がある場合を除き、変更することはできない。

2.6 現場代理人

(1) 現場代理人とは、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の取締りのほか、工事の施工及び契約事務に関する一切の事項を処理するものとして工事現場に置かれる請負者の代理人であり、工事現場に常駐しなければならない。

(2) 本市では、現場代理人についても工事を請け負った業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを要件とする。

2.7 その他

(1) 入札に関し、入札執行前に談合情報が寄せられた場合は、「入札執行後に談合の事実があったと認められた場合には、入札を無効とする。」旨の警告を行った後に入札を執行し、その結果、情報どおりの業者が落札者又は落札候補者となったときは、鹿沼市入札管理委員会による事情聴取を行い、談合の事実の如何にかかわらず、公正取引委員会、警察並びに建設業許可行政庁に通報するとともに、必要な措置を判断するものとする。また、入札執行後において談合情報が寄せられた場合に、鹿沼市入札管理委員会による事情聴取を行ったときは、談合の事実の如何にかかわらず、公正取引委員会、警察並びに建設業許可行政庁に通報するとともに、必要な措置を判断するものとする。その他、鹿沼市談合情報事務処理要領に基づき厳正に処理するものとする。

(2) 入札の結果、落札候補者となった場合、落札候補者が辞退届けを提出せずに確認書類の提出を拒んだ場合にあっては、「落札したにもかかわらず契約の締結を拒んだとき」に準じ、不正又は不誠実な行為として指名停止を実施する。

(3) 地元業者育成の観点から次の点に配慮すること。

ア 下請施工を必要とする場合は、可能な限り鹿沼市内業者へ発注するように努めること。

イ 工事の施工に必要な建設資材、建設機械等の購入やリースは、可能な限り鹿沼市内業者へ発注するように努めること。

(4) 種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は申請書、資料の差し替えは認められない。